

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-9
処分の種類	児童福祉司等による指導措置			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第26条第1項第2号			
処分の概要	児童またはその保護者を児童福祉司、社会福祉主事、児童委員・市町村・児童家庭支援センター等に指導させ、又は指導を委託すること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考]</p> <p>児童福祉法第26条第1項第2号  児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第6条の6第1項若しくは第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>(一 略)</p> <p>二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業(次条第1項第2号及び第34条の7において「障害者等相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。</p>			
基準の制定根拠	—			